

国自情第96号の2
令和3年7月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきま
すとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）
第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」とい
う。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の
定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定
めるところによる。

(1)受託者 封印取付委託を受けた者

(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

(3)乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業
とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規
登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に
代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定
自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出
により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動
車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40
条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第
4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(4)丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動
車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の
場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動
車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受け
る場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動
車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40
条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第
4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

(5)丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定され
る行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が運輸監理部、運

輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合（事業場）

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。

（委託に当たっての考慮事項）

第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

（1）封印取付け責任者

受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

（2）事業場

受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。

（3）施封センター方式

乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

（4）巡回施封方式

丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

（5）出張封印方式

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3条の保管場所を言う。以下同じ。）等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならない。

（封印取付け受託者準則）

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

（封印取付け委託書）

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指

定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
自動車登録業務に十分精通した行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業
指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業
車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法

人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附則

（施行期日）

第1条 本通達は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取

付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	
<p>道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">運輸支局長 印</p>	

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合

「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合

「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の

提出により新規登録を受ける場合

- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

5 丁種受託者の場合

- (1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

（適用）

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

（定義）

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者（封印受払い簿）

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

封印取付け届出書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
下記の自動車について封印を取り付けます。				受託者 事業場 _____	
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格 A 列 4 判)

第2号様式

封印取付け報告書			
運輸支局長 殿		年 月 日	
年 月分		受託者	
封印取付け件数 00000 件		事業場 _____	
受入れ		払出し	
前月繰越	個	取付け	個
受入れ	個	不良品	個
		打損	個
		紛失	個
		残り	個
計	個	計	個

(日本工業規格 A 列 4 判)

国自情第99号の2
令和3年7月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車情報課長



常駐規制の緩和に伴う「封印取付け委託要領」の一部改正について

今般、別添のとおり、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）の一部改正を行い、デジタル技術の活用等により、封印取付け責任者の事業場における常駐義務を廃止することとしたので、常駐規制緩和後も施封が適切に実施できる体制であることを各受託者において確認し、適正な封印取付け業務の実施が行われるよう傘下会員あて周知されたい。

「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）の新旧対照表

改正案	現行
<p>封印取付け委託要領</p> <p>(委託に当たったの考慮事項) 第4条</p> <p>(1) 封印取付け責任者 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。</p> <p>(2) 事業場 受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>附則 (施行期日) 第1条 本通達は、<u>令和3年8月1日</u>から施行する。</p>	<p>封印取付け委託要領</p> <p>(委託に当たったの考慮事項) 第4条</p> <p>(1) 封印取付け責任者 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。</p> <p>(2) 事業場 受託者は、<u>封印取付け責任者が常駐し</u>、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>附則 (施行期日) 第1条 本通達は、<u>平成30年9月1日</u>から施行する。</p>

国自整第124号の3
令和3年9月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自整第 1 2 4 号
令和 3 年 9 月 1 日

各地方運輸局長 }
 } 殿
沖縄総合事務局長 }

(国土交通省)自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号)の一部改正について

本年 4 月 9 日に開催された次官連絡会議等の場において、政府全体として個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用を促進するため、各省庁の所管事項で本人確認を求めるときその例示に個人番号カードを必ず入れるよう要請があった。これを踏まえ、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第 79 条による自動車特定整備事業の認証申請に係る添付書類を規定する標記通達について、その他所要の改正とともに、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 指定自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。</p> <p>2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合は、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱い」の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法により登録情報処理機関に提供するべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法により取り扱うもの」とする。</p> <p>第5節（略）</p> <p>附則</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定</p>	<p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。</p> <p>2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合は、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱い」の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法により登録情報処理機関に提供するべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱い等については、別紙3の3「電磁的方法により取り扱うもの」とする。</p> <p>第5節（略）</p> <p>附則</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定</p>

自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6.～7. (略)

別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)

第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

第2～3 (略)

第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することとなる場合、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6.～7. (略)

別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)

第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

第2～3 (略)

第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

<p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号実施できる整備作業の範囲及び検査作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</p> <p>(2) 優良規則第5条第3号</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天井</u>の高さ及び床面積等作業環境</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領</p> <p>目次</p> <p>第1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>第2 適合標準の用紙</p>	<p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</p> <p>(2) 優良規則第5条第3号</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天上</u>の高さ及び床面積等作業環境</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領</p> <p>目次</p> <p>第1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>第2 適合標準の用紙</p>
--	---

<p>第3 適合標章の記載方法</p> <p>第4 適合標章の表示</p> <p>第5 用紙配布等</p> <p>第6 交付状況の把握等</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>別添4 整備主任者研修実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 研修の区分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 技術研修</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 研修内容</p> <p>ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法</p> <p>イ 自動車の特定整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>別添5 自動車検査員研修実施要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 研修の項目、内容等</p>	<p>第3 適合標章の記載方法</p> <p>第4 適合標章の表示</p> <p>第5 用紙配布等</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>別添4 整備主任者研修実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 研修の区分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 技術研修</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 研修内容</p> <p>ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法</p> <p>イ 自動車の分解整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>別添5 自動車検査員研修実施要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 研修の項目、内容等</p>
--	--

研修項目	研修内容等	研修項目研修内容等
(1)自動車整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備事業の役割 ・自動車整備事業の課題、問題点等 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車整備事業・自動車整備事業の役割 自動車整備事業の課題、問題点等
(2)指定自動車整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法関係法令 ・指定自動車整備事業者の処分事例等 ・適正な業務運営 	<ul style="list-style-type: none"> 指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令 ア 指定自動車整備事業者の処分事例等 イ 適正な業務運営
(3)自動車検査員の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査員の役割と職務 ・自動車検査業務 ・自動車検査機器の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務 ア 自動車検査業務 イ 自動車検査機器の取扱い
(4)関係法令及び主要通達	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の関係法令の改廃 ・主要通達 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃 主要通達
5～9（略）		5～9（略）
別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等		別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> (1)（略） (2) 添付書面 ア（略） イ 申請者が個人の場合にあっては、<u>住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)</u> <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項) (1)（略） (2) 添付書面 ア（略） イ 申請者が個人の場合にあっては、<u>住民票</u>等申請者を特定できる書面

（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面

ウ～カ （略）

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第 81 条から第 83 条まで）

(1) （略）

(2) 添付書面

ア～イ （略）

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 ウの書面（法第 81 条第 1 項第 3 号）

エ～キ （略）

3～5 （略）

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
B	<u>1-</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
	<u>1</u>				
	<u>2</u>				
	<u>2</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	機械加工、

ウ～カ （略）

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第 81 条から第 83 条まで）

(1) （略）

(2) 添付書面

ア～イ （略）

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 イの書面（法第 81 条第 1 項第 3 号）

エ～キ （略）

3～5 （略）

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
B	<u>1-</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
	<u>1</u>				
	<u>2</u>				
	<u>2</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	機械加工、

書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近 6 カ月間の 仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな 会社を設立した場合（廃止新規申請の場合 を含む）	経過説明書及び 事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

キ（略）
4～6（略）

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理
組織の審査基準

- 1（略）
- 2 要員関係の基準の解釈
(1)～(4)（略）
(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）
-------------------	--

書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合（前歴がない場合）最近 6 カ月間の仮
決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を経過説
明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合を
含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書

キ（略）
4～6（略）

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理
組織の審査基準

- 1（略）
- 2 要員関係の基準の解釈
(1)～(4)（略）
(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）
-------------------	--

に例示してある点検作業の範囲		に例示してある点検作業の範囲	
点検に付随する軽微な作業	(略)	点検に付随する軽微な作業	(略)
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)	点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの<u>整備</u> ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整 	点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの<u>調整</u> ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整
<p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 作業場等の基準の解釈</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 通路</p> <p>通路は、主に整備する自動車^が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。</p> <p>ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合^にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>		<p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 作業場等の基準の解釈</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 通路</p> <p>通路は、主に整備する自動車^が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。</p> <p>ただし、当該事業場^ににおいて、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合^にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	

別紙 3 の 3 ～ 3 の 8 (略)

別紙 3 の 3 ～ 3 の 8 (略)

附則(令和3年9月1日付国自整第124号)

1. 本改正は、令和3年9月1日から施行する。

国自安第88号の2
国自旅第250号の2
国自貨第57号の2
国自整第152号の2
令和3年9月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

旅客課長

貨物課長

整備課長

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和2年度の事故発生件数は131件と平成11年度からの統計上、最多件数が続いていることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国自安第88号
国自旅第250号
国自貨第57号
国自整第152号
令和3年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和2年度の事故発生件数は131件と平成11年度からの統計上、最多件数が続いていることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」

1. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した大型車の適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理を実施するよう周知徹底を図る。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検や周知啓発等を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理の実施等呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする運送事業者は、令和2年度を優先に過去3年間（平成30年度以降）に車輪脱落事故を発生させた事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局及び各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

2. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
 - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車について、重点的な点検を心がけること。
 - ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
 - ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- (2) 依然として、自社でタイヤ交換作業を行った貨物自動車による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
 - ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
 - ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルト

トの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーカーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカー（ホイール・ナット回転指示インジケーター）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的な点検を実施するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ 入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、増し締め必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、購入者への説明を徹底するよう周知すること。

4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬用タイヤへの交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和3年10月から令和4年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの錆や汚れの清掃、並びにエンジンオイル等の給脂
2. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
3. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
4. 日常（運行前）点検における、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの緩みの確認

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和3年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、入念に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

自社でタイヤ交換した車両による車輪脱落事故が、依然として多く発生していることを踏まえた対策

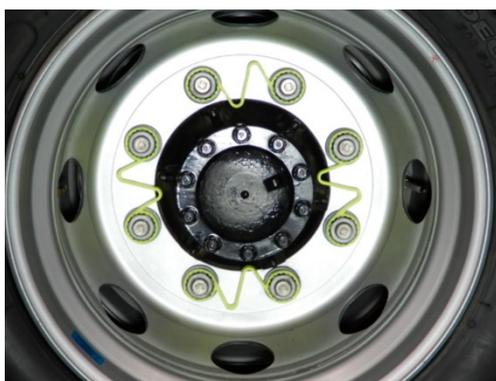
- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙1の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- 別紙1の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着

し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認する。

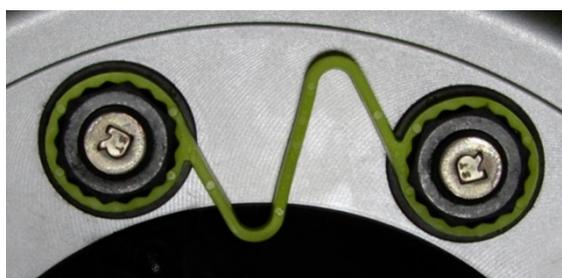
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

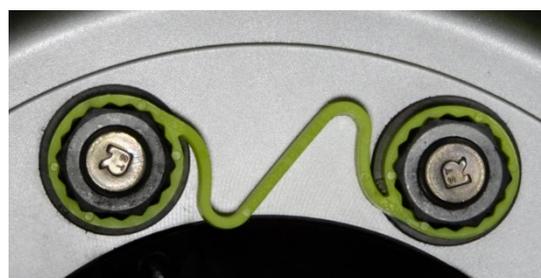
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカーの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和3年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 積雪地域を走行する車両について入念に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者)確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)		
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ		
			ブレーキのきき		
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)			
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合		
			異音		
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態			
	ワイパー	※ 拭き取りの状態			
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合				
○ ブレーキ・バルブ	排気音				
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量			
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量			
	バッテリー	※ 液量			
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量			
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量			
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合		
		損傷			
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合		
			汚れ		
			損傷		
	タイヤ	空気圧			
		□ ディスク・ホイールの取付状態		ナット緩み・脱落	
				ボルト付近さび汁	
				ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂		
	損傷				
異状な摩耗					
※ 溝の深さ					
○ エア・タンク	タンク内の凝水				
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク				
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異状が認められた箇所					

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていけば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏 冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr.
整備くん

お

とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

ち

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

錆びたボルト・ナット



給脂



な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/
インジケーターの正しい使用
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い
左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

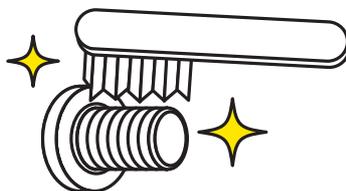
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面 (ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)		
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ		
			ブレーキのきき		
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)			
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合		
			異音		
	※ 低速、加速の状態				
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態			
ワイパー	※ 拭き取りの状態				
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合				
○ ブレーキ・バルブ	排気音				
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量			
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量			
	バッテリー	※ 液量			
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量			
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量			
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合		
		損傷			
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合		
			汚れ		
			損傷		
	タイヤ	空気圧			
		□ ディスク・ホイールの取付状態		ナット緩み・脱落	
				ボルト付近さび汁	
				ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂		
	損傷				
異状な摩耗					
※ 溝の深さ					
○ エア・タンク	タンク内の凝水				
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク				
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異状が認められた箇所					

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了知願います。

記

1. 各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。
2. 会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。
3. 会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

国自整第 169 号の 2
令和 3 年 10 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

については、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。